

船舶事故調査報告書

平成29年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年8月9日 16時35分ごろ
発生場所	沖縄県竹富町小浜港東方沖 小浜港第6号立標から真方位273°830m付近 (概位 北緯24°20.8′ 東経123°59.9′)
事故の概要	作業船第三十八協栄丸は、漂流中、浅礁に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年8月14日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	作業船 第三十八協栄丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	282-14562 沖縄、協栄海事土木株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	プロペラガードに塗膜剥離
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、管理技術者1人を乗せ、沖縄県石垣市石垣港及び小浜港間の浚渫工事現場から小浜港に向けて約4～5ノットの対地速力で西進していた。</p> <p>船長は、同港港口の東方200m付近で、前方から同港を出港するカーフェリーを、後方から同港に入港する旅客船をそれぞれ認めた。</p> <p>船長は、両船の航行を妨げないように右転して本船を水路北側に寄せ、機関のクラッチを中立とした。</p> <p>本船は、漂流中、カーフェリー及び旅客船が通過した後、それらの航走波を受けて圧流され、水路外の浅礁に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.6m、船尾約2.5mであった。</p> <p>船長は、自ら操船して小浜港に入港するのが初めてであり、小浜港付近の水路について把握していなかったため、本事故当時、本船が水路外で漂流していたことに気付かなかった。</p>
分析	本船は、船長が、小浜港付近の水路を把握していなかったことから、他船を避けようとした際、水路外に漂流し、通過した他船の航走波に圧流されて浅礁に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、小浜港付近の水路を把握していなかったため、他船を避けようとした際、水路外に漂流し、本船が通過した他船の航走波に圧流されて浅礁に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・事前に航行予定海域の水路調査を行うこと。・漂流中は、航走波による船体の移動に注意を払うこと。 |
|--|--|